



厚生労働省福島労働局発表
平成 23年 5月 6日

※ 地震関連第71報

担
当

福島労働局職業安定部職業対策課
課長 羽曾部 金光
課長補佐 岩見 竹志
電話 024-529-5096

緊急時避難準備区域で病院・介護施設・学校等を経営され 雇用調整助成金の利用をお考えの事業主の皆様へ

従来、緊急時避難準備区域においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められており、このような方が主に利用する事業所については、経済上の理由にあたらなことから、雇用調整助成金の対象とならないこととされていましたが、一部別添リーフレットに該当する場合は、新たに雇用調整助成金の対象となることとされました。

緊急時避難準備区域で病院・介護施設・学校等を経営され 雇用調整助成金の利用をお考えの事業主の皆さまへ

緊急時避難準備区域においては、子供、妊婦、要介護者、入院患者は立ち入らないことが求められるため、このような方が主に利用する事業所については、原則として雇用調整助成金の対象となりませんが、一部、次のような場合は、対象となります。

①病院について

緊急時避難準備区域に設定された後に、経済上の理由により、①／②が5%以上となっていれば、雇用調整助成金の助成対象となります。

① 緊急時避難準備区域に設定された以後1か月間の小児科分、産婦人科分、入院患者分を除いた診療報酬等売上げ相当額の前年同期からの減少分

② ①の期間の前年同期の、病院全体の診療報酬等売上げ相当額

※ 入院患者については、病院として緊急時の搬送体制が整備されており入院患者を避難させていない場合は、除く必要はありません。

〈例〉 A病院の平成22年5月の売上高が5000万円（うち、小児科分売上高は3000万円）で、平成23年5月の小児科分を除いた売上高が1200万円の場合

$(5000万円 - 3000万円) - 1200万円$

$\frac{\quad}{5000万円} \times 100 = 16\% \rightarrow 5\%以上のため対象$

②学習塾について

高校生以下の利用者以外の利用者が残っており、営業が継続できている場合について、経済上の理由により、①／②が5%以上となっていれば、雇用調整助成金の助成対象となります。

① 緊急時避難準備区域に設定された以後1か月間の残っている利用者に係る売上げの前年同期からの減少分

② ①の期間の前年同期の施設全体の売上高

③介護施設について

原則として雇用調整助成金の助成対象となりません。

ただし、施設として緊急時の搬送体制が整備されており営業を継続している場合は助成対象となります。

※「学校」については、私立の高等学校以下の学校はすべて助成対象となりません。ただし、私立の専門学校・大学等は対象となります。

詳しくは、

お近くのハローワーク又は福島労働局職業対策課(TEL024-529-5409・5438)にお問い合わせください。